

## 武藏野市特命随意契約公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、武藏野市（水道部を除く。）が行った特命随意契約について、当該契約に係る根拠法令等を公表し、契約手続の透明性及び客觀性を高めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「特命随意契約」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号まで又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号から第9号までのいずれかに該当するものとして、契約の相手方を特定し、行った随意契約をいう。

### (公表の対象)

第3条 この要領において公表の対象となる特命随意契約は、委託、賃借、財産の買入れ、修繕及び印刷製本の請負において設計金額（単価契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額の総額）が500万円以上のものとする。

### (公表の内容)

第4条 公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約件名
- (2) 契約の相手方
- (3) 随意契約の根拠法令
- (4) 契約金額
- (5) 履行期間
- (6) 担当課

### (公表の時期)

第5条 市長は、特命随意契約を締結したときは、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの四半期ごとに、前条各号に掲げる事項の一覧表（以下「一覧表」という。）を、次条に規定する公表の方法により公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 不動産の買入れ及び借入れその他公表することにより個人が特定されるとき。
- (2) その他市長が特に公表に適さないと認めたとき。

### (公表の方法)

第6条 公表の方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 武藏野市公式ホームページにおいて、一覧表を掲載する。
- (2) 管財課カウンターにおいて、一覧表を簿冊として管財課に備え、閲覧に供する。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表した日の属する年度中及び当該年度の翌年度中とする。

(問合せの対応)

第8条 問合せに対する対応は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公表していない事項についての問合せに対しては、応じないものとする。
- (2) 公表されている契約についての問合せに対しては、第6条に規定する公表の方法により公表している旨を伝えるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月1日以降に契約を締結した特命随意契約から適用する。

付 則

- 1 この要領は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 改正後の武藏野市特命随意契約公表要領の規定は、令和7年10月1日以後に契約始期を迎える契約について適用し、同日前に契約始期を迎えた契約については、なお従前の例による。